

鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に小規模発電設備等を導入する者に対して、市町村と連携した支援を行うことにより、小規模発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに県内における太陽光発電関連産業等を振興することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金の総額に2分の1を乗じて得た額（同表の第3欄の規定により算出した間接補助事業1件当たりの額を合算した額を限度とする。）以下とする。ただし、本補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 間接補助金の算定においては、間接補助事業の実施に要した経費（以下「間接補助対象経費」という。）から仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除くこととする。
- 4 補助対象とする間接補助事業は、交付申請を行う年度（以下「当該年度」という。）の4月1日から翌年3月31日までの間に間接交付の決定を行い、翌々年3月31日までに完了する事業とする。ただし、本補助金の交付決定日前に着手した間接補助事業については、県は本補助金の交付を保証するものではない。
- 5 本補助金とは別に本県から他の補助金等（県以外の機関が交付する補助金等のみをその財源としているものを除く。）を受けている間接補助事業については、補助対象としないものとする。
- 6 なお、間接補助事業を実施する者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、間接補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、県内事業者への発注が困難な場合であって、あらかじめ県内事業者以外の者に発注することについて間接補助金を交付する市町村が知事の承認を受けている場合を除く。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 当該年度の翌年度内に完了する間接補助事業（以下「債務負担行為事業」という。）の交付申請を行う場合は、当該年度内に完了する間接補助事業（以下「当年度完了事業」という。）の交付申請とは別に申請を行わなければならない。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第3項の規定を適用せず、前条第2項で定める範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うこととする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定を適用せず、申請のあった額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 4 間接補助事業の着手は、交付決定の日の属する年度内に行うこととし、補助事業及び間接補助事業は交付決定年度の翌年度までに完了しなければならない。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
(2) 間接補助事業の制度に係る変更
(3) 本補助金の4割を超える減額
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(進捗状況報告の時期等)

第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、交付決定年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第4号によるものとし、様式第1号及び様式第2号を添付する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が単価500千円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(事業効果の把握)

第13条 補助事業者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

2 補助事業者は、間接補助事業者に対し、前項の規定に準じた内容の条件を付さなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鳥取県住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付第 200900199219 号生活環境部長通知）は、廃止する。
- 3 平成 24 年 3 月 31 日に前項の規定により廃止される鳥取県住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付要綱に基づいて交付決定を受けた補助事業者に係る補助金の交付等については、同要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

ただし、改正後の別表の太陽光発電導入事業の（1）イの規定は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 2 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 27 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。
- 2 鳥取県非住宅用太陽光発電システム等導入推進補助金交付要綱（平成 24 年 6 月 1 日付第 201200033595 号生活環境部長通知）は、廃止する。
- 3 平成 29 年 3 月 31 日に前項の規定により廃止される鳥取県非住宅用太陽光発電システム等導入推進補助金交付要綱に基づいて交付決定を受けた補助事業者に係る補助金の交付等については、同要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この改正は、平成 31 年 3 月 29 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年 6 月 28 日から施行し、令和元年 7 月 1 日以後の申請に係る補助金の交付を行う令和元年度事業について適用する。
- 2 令和元年 7 月 1 日より前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月 26 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 3 月 26 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 3 月 29 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 3 月 28 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 3 月 19 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

事業名	1 対象事業 細事業名（内容）	2 事業実施主体	3 1件当たりの県補助金限度額
1 太陽光発電導入事業	太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。） 次のいずれの要件も満たすもの。 (1) 設置前において使用に供されていないこと。 (2) 1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値（以下単に「最大出力」という。）が10kW未満の太陽光発電で、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの。	次のいずれの要件も満たす者 (1) 県内に左欄の太陽光発電を導入する者。ただし国及び地方公共団体は除く。 (2) 電力受給契約を締結済み、又は、締結予定の者。ただし、太陽光発電で発電した電気を全量自家消費するため、電力受給契約を締結しない場合はこの限りでない。	1.0kW当たり18千円、かつ、1件当たり90千円（事業所等（住居と兼用していないもの。自治公民館等を含む。）に設置する場合は180千円）を限度とする。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。 (1) 事業実施主体と同一の代表者又は資本関係がある事業者（以下「事業実施主体と同一とみなせる事業者」という。）への発注に要する経費 (2) 仕入控除税額
2 薪ストーブ等導入事業	木質バイオマス熱利用機器（以下「薪ストーブ等」という。） 次のいずれの要件も満たすもの。 (1) 設置前において使用に供されていないこと。 (2) 木質燃料（薪、木質ペレット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器（他の熱源と一体となった機器も含む） (3) 各種ガイドライン等を遵守し、近隣住民等への影響について十分に考慮され必要な対策が講じられていること。	県内に左欄の薪ストーブ等を導入する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。	1件当たり90千円かつ機器の価格の5分の1以内。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。 (1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費 (2) 仕入控除税額

3 定置用蓄電池等導入事業	<p>定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置前において使用に供されていないこと。 (2) 蓄電容量が1kWh以上 の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること。 (3) 10kW未満の太陽光発電システムと連系するものであること。 	<p>県内の住宅及び建築物に左欄の蓄電池を導入する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。</p>	<p>蓄電容量1kWh当たり35千円、かつ、1件当たり200千円を限度とする。ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費 (2) 仕入控除税額
	<p>電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。）</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置前において使用に供されていないこと。 (2) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであること。 (3) 10kW未満の太陽光発電システムと連系するものであること。 	<p>県内の住宅及び建築物に左欄のV2Hを導入し、「とっとりEV協力隊」の登録を行う者。ただし、国及び地方公共団体は除く。</p>	<p>1件当たり200千円。</p> <p>ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体と同一とみなせる事業者への発注に要する経費 (2) 仕入控除税額

様式第1号（第4条、第9条、第10条関係）

年度鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金

〔
当年度完了事業
債務負担行為事業
〕

事業計画（報告）書

1 事業計画（報告）

事業区分	1件当たりの補助金額 (補助率、補助単価、限度額等)	補助件数	その他参考となる事項
1 太陽光発電導入事業			
2 薪ストーブ等導入事業			
3 定置用蓄電池等導入事業			
(1) 定置用リチウムイオン蓄電システム			
(2) 電気自動車等充給電設備			
合 計			

2 総括表

事業区分	市町村補助金額 円	負担区分	
		県補助金 円	市町村費 円
1 太陽光発電導入事業			
2 薪ストーブ等導入事業			
3 定置用蓄電池等導入事業			
合計			

3 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 他の補助金等の活用の有無（有 無）

※補助事業者又は間接補助事業者における他の補助金等の活用の有無について、それぞれ「有」、「無」のいずれかに○を記載。交付申請等の際には未定と記載をしても構わない。
なお、「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を別途添付書類等に記載

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

添付書類

- (1) 補助金交付要綱（に準ずる書類）
※交付申請時に限る。
- (2) 太陽光発電導入事業について、1件毎の太陽光発電の最大出力、算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が太陽光発電設備の設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに太陽光発電設備の設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面
※実績報告時及び進捗状況報告時に限る。
- (3) 薪ストーブ等導入事業について、1件毎の薪ストーブ等の最大熱出力、算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が薪ストーブ等の設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに薪ストーブ等の設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面
※実績報告時及び進捗状況報告時に限る。
- (4) 定置用蓄電池導入事業について、1件毎の蓄電池及び電気自動車等充給電設備の算定基準額、補助金額、交付決定日、他の補助金の活用の有無、支払日、事業実施主体が蓄電池及び電気自動車等充給電設備の設置契約を締結した日付、相手方の名称及び所在地、並びに蓄電池及び電気自動車等充給電設備の設置工事を請け負った者の名称及び所在地を記載した書面
また、電気自動車等樹給電設備の補助を行った場合、「とっとり EV 協力隊」への登録が確認できる書面
※実績報告時及び進捗状況報告時に限る。
- (5) 設置工事を請け負った者が県外事業者である事業があった場合、県内事業者に発注しなかった理由を記載した書面
※実績報告時に限る。
- (6) 事業実施主体が当該補助事業に係る仕入控除税額を報告する必要がある場合、その報告内容を確認した書面（様式第5号・様式第5号別紙に準じる書面）
※実績報告時又は仕入控除税額が確定した時

様式第2号（第4条、第9条、第10条関係）

年度鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金

〔
当年度完了事業
債務負担行為事業
〕

事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

事業区分	予算（決算）額			摘要
	県補助金	市町村費	合計	
1 太陽光発電導入事業	()	()	()	算出基礎は、 様式第1号の とおり
2 薪ストーブ等導入事業	()	()	()	
3 定置用蓄電池等導入事業	()	()	()	
合計	()	()	()	

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算（決算）額	摘要
1 太陽光発電導入事業	()	算出基礎は、様 式第1号のとお り
2 薪ストーブ等導入事業	()	
3 定置用蓄電池等導入事業	()	
合計	()	

(注) 1 変更の場合は、上段括弧書きで予算額を記載すること。

2 決算の場合は、上段括弧書きで予算額（変更があった場合は最も新しい変更後の額）
を記載すること。

3 債務負担行為事業の場合は、年度ごとの予算（決算）額が分かる資料を添付すること。

(様式は任意)

様式第3号（第5条関係）

番 号

年 月 日

様

職氏名 (印)

年度鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった小規模発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

事業名	算定基準額	交付決定額
合 計		

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助金の実績額について、鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱（平成24年4月1日付第201100184100号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第9条関係）

年　月　日

職氏名　　様
所 在 地
名称
代表者　　印

年度鳥取県小規模発電設備等導入推進事業補助金進捗状況報告書

年　月　日付第　　号による交付決定に係る事業の　　年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位[円]

補助金等の名称		
交付決定	算定基準額	交付決定額
初年度の実績 ①		
今後の実施予定 ②		

(注) 1 ①と②の合計は、交付決定と一致するものである。

2 様式第1号及び様式第2号を添付すること。

様式第5号（第10条関係）

年度鳥取県小規模発電設備等導入推進事業補助金仕入控除税額報告書

当年度実施事業
債務負担行為事業

番 号
年 月 日

職氏名

様

所 在 地

名称

代表者

印

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の確定額 金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算内訳等を記載した書類

(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分					非課税仕入れ	合計
経 費 の 内 訳	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分		
 - (2) 課税売上割合 %
 - (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法